

東紀州環境施設組合事務局組織規則

令和3年4月1日
規則第1号

(趣旨)

第1条 規則は、別に定めるもののほか管理者の権限に属する事務を処理するための組織その他について必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 東紀州環境施設組合事務局設置条例（令和3年東紀州環境施設組合同條例第6号。以下「条例」という。）第2条に規定する係の事務分掌は、条例第2条各号に掲げるもののほか別表に掲げるとおりとする。

(職位)

第3条 組合に次の基本職位を置き、職員をもって充てる。

(1) 事務局長

(2) 係長

2 組合の事務を処理するため、係に必要な応じ、次の補助職位を置くことができるものとし、職員をもって充てる。

(1) 主査

(2) 主任

(3) 主事

(4) 技師

3 職位の順位は、事務局長、事務局次長、係長、主査、主任、主事及び技師の順序とする。

(重要事項の協議)

第4条 次に掲げる事項の決定又は処分については、東紀州環境施設組合同規約（令和3年三重県指令地域第06-708号）第2条に規定する関係市町（以下「関係市町」という。）との協議を得たのちでなければ、これを行うことができない。

(1) 予算の編成方針、その他の企画、立案、改善対策等において、既に協議が成立している以外のものにより、関係市町の財政負担に影響を生ずる事項

(2) 事業計画、その他の企画、立案、改善対策等において、既に成立している以外のものにより、関係市町の政策、対策その他重要な決定事項に影響を及ぼすと思われる事項

(協調義務)

第5条 条例第2条各号に規定する各係は業務の遂行に当たり、相互に連絡調整を図り、機能が十分発揮できるように努め、互いに援助しなければならない。

2 業務の遂行に当たり、その内容が他の係の所管業務であるときは、あらかじめ十分に協議しなければならない。

(職位にある者の不在代行)

第6条 職位にある者が不在の場合は、直上位者（事務局長の直上位者は、副管理者とする。以下同じ。）がその職務を行うものとする。

2 前項の規定により不在代行を行った場合は、その後において不在であった者に連絡し、その職務を引き継がなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、簡易定例的な事項及び直上位者が特に指示するものについては、その職務を直下位者（直下位者が置かれていない場合においては、次に下位の職位にある者）に代行させることができる。

（管理者の職務代理）

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第2項の規定による管理者の職務を代理するものは、副管理者とする。

2 副管理者が管理者の職務を代理できない場合における地方自治法第152条第3項の上席の職員は、次の各号に定める順序により、当該各号に掲げる職員が行うものとする。

- (1) 事務局長に補職されている職員
- (2) 事務局次長に補職されている職員
- (3) 総務係長に補職されている職員
- (4) 業務係長に補職されている職員

（会計管理者の事務代理）

第8条 管理者が地方自治法第170条第3項の規定により管理者の補助機関である職員に会計管理者の事務を代理させる場合において、その事務を代理する職員は、事務局長とする。ただし、事務局長がその事務を代理できないときは、総務係長が、会計管理者の事務を代理する。

（職の数）

第9条 管理者は、臨時又は特別の事務を処理するため、必要があると認めるときは、この規則の規定にかかわらず、必要な組織を設置し、又は職員を指定して処理させることができる。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、組織その他必要な事項については、管理者が定める

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

係	事務分掌
総務係	(1) 組合議会の事務に関すること。
	(2) 監査委員の事務及び監査に関すること。
	(3) 職員の人事、給与、福利厚生及び衛生管理並びに公務災害補償の事務に関すること。
	(4) 職員の研修及び能力開発に関すること。

	(5) 組合の基本施策の企画及び調整に関すること。
	(6) 公印の保管及び文書並びに事務管理に関すること。
	(7) 組合債及び一時借入金並びにその他財務及び経理に関すること。
	(8) 予算の編成及び執行管理に関すること。
	(9) 指定金融機関に関すること。
	(10) 現金（有価証券等を含む。）の出納及び保管に関すること。
	(11) 小切手の振出しに関すること。
	(12) 物品の出納及び保管に関すること。
	(13) 決算の調製に関すること。
	(14) 支出負担行為の確認に関すること。
	(15) 組合財産の取得、管理及び処分並びに車両の管理に関すること。
	(16) 組合の広報及び広聴活動に関すること。
	(17) 訴訟並びに請願及び陳情に関すること
	(18) 情報公開に関すること。
	(19) 公平委員会に関すること。
	(20) 災害対応に関すること。
	(21) 他の係の事務に属さないこと。
業務係	(1) 組合施設用地の取得及び整備に関すること。
	(2) 組合施設の建物及び工作物に係る建設に関すること。
	(3) 組合施設の維持管理及び運営に関すること。
	(4) ごみ処理に係る調査並びに計画の作成及び実施に関すること。
	(5) 関係機関との連絡調整に関すること。
	(6) 組合施設の改善対策、防災対策及び公害防止対策の実施に関すること。
	(7) その他ごみ処理に関すること。